

共通論題 予定討論

第1回『過労死白書』と調査研究から見えてくるもの

過労死を考える家族の会 中野淑子

みなさんこんにちは。私は過労死を考える家族の会の中野淑子と申します。昨年まで公務災害の担当として、過労死等防止対策推進協議会の委員をつとめておりました関係上、以下の5項目についてお話をし、問題提起とさせていただきます。

1. 夫・中学校教師の過労死

まず私の夫、中学校教師の過労死について、簡単に報告いたします。

夫は1987年の4月、教員の定期異動により、当該校に転勤いたしました。赴任して見せられたのは、16ヶ所に及ぶ、中野の名前が入った校務分掌表でした。「こんなに分掌が多くては死んでしまう」という言葉で、新任校での生活がスタートしたのですが、わずか9ヶ月で現実になってしまいました。副教頭のような校務主任をはじめ、安全主任とか管理主任、校納金主任などなど、校舎の管理とか業者との折衝等で、直接生徒に関われない仕事に追まわられて、次第にストレスが溜まっていったようです。加えて発症前の1ヶ月、2学期末ですが、この時期は3年生の高校進学のための進路指導資料の作成のために寝る間もないほど忙しく、夫はパソコンを使ってのデータ作りのため、家庭での持ち帰り残業に忙殺される日々が続き、過労とストレスが夫の心身を蝕んでいきました。その結末は、1987年の12月22日、勤務校内でくも膜下出血を発症し、翌1月1日、他界しました。享年52歳でした。

翌年、公務災害の申請をしたのですが、以下のような理由で、基金支部では認められませんでした。主な理由は、家庭におけるパソコン作業は、校長の命令によるものではない。そして、自宅での作業は、勤務公署内での公務と同様には評価できない。また、校務分掌における業務も、通常業務の範囲内である、というものでした。私はどうも納得できませんでしたので、審査請求をして5年弱になりますが、支部審査会の段階でようやく認められたわけです。以後、家族の会の公務災害担当として、地方公務員災害補償基金本部要請を開始して、現在に至っております。

過去10年間の事例を少し挙げますと、要請人数は5～11名の間で推移し延べ人数が81名しかおりません。なかなか認定されず、同じ人が5・6年続けて訴えている例もありますし、中には諦めてしまう方もいらっしゃいます。職種は教職員と県・市職員が最も多く、共に約40名、保育士・市バス運転士・公園整備室長・文化財保護など、多岐にわたります。被災の種類では過労自死が最も多く、うつ病・くも膜下出血・脳機能障害などが続きます。

要請の内容を概略申し上げますと、○支部長が、「公務上」と判断したら、本部協議で公務外にはしないで欲しい。○「過労死等防止対策推進法」の大綱に則り、十分に調査・研究・分析・結果の公表をすること。○認定に当たっては、教職員の職務の特殊性を十分考慮すること。○基金のほうで公務上認定が取れなかった為に、裁判に持ち込む人が多いのですが、その裁判で公務災害と認められた事案に対してさえ、基金のほうで控訴したり上告したりする例が多いのでそれは絶対にしないで欲しい、というようなことを要請してきました。

## 2. 地方公務員の公務災害認定に係わる課題

この項につきましては、いろいろ課題があることを感じております。私達は毎年11月に、災害補償基金本部に要請に行っているのですが、その要請者（係争中の方）が非常に少ないのです。このことは、総務省からの資料でも同じように、全国的に申請者が非常に少ないという実態が出ています。昨年の分科会での松丸先生のお話によりますと、在職死亡者が小・中・高を合わせると500人から600人に上るとのこと、それほど被災者が多いのに、申請件数が少ないとはどういう事か、その理由を考えたのですが、○公務災害請求の手続きが大変煩瑣であり、所属長とのトラブルが起きやすいことです。たとえば、学校の場合では、校長を経由して基金支部に申請をする訳ですから、中には校長が、提出された申請書類を机の引き出しに仕舞いこんでいたという例もあります。○地方公務員災害報償基金の認定が、あまりにも狭き門で、認定までに年数がかかり過ぎ、その上裁判で認定されても、控訴や上告される事案が多いので、裁判の長期化に遺族は疲れ果ててしまうこと。○共働きの教員の場合、夫（妻）が過労死しても、忙しすぎて申請どころではないという実態、また申請をしたことによって同じ職場内で人間関係を悪くしたくないという感情も働きます。○生徒への愛情や仕事に対する熱意からか、あるいは聖職者意識とでもいうのか、時間外勤務が常態化してしまい、疲労が当たり前になり我慢してしまう傾向にあるという状況もあります。

## 3. 過労死等防止対策推進法制定・過労死等防止対策推進協議会から白書完成まで

家族の会は成立以来様々な活動を通して、過労死防止のために警鐘を鳴らしてきました。

2006年、第1次安倍内閣のときは、ホワイトカラー・エグゼンプション導入に全国で反対運動を起し、厚生労働省や日比谷野音での集会で訴えたり、2013年には国連の社会権規約審査の際にジュネーブで訴えたり、院内集会を開いたりするなど、様々な形で人の命を大切にする社会の実現を目指して活動してきました。

その結果、2014年、過労死等防止対策推進法が、大変多くの皆様のご支援により成立しました。早速、過労死等防止対策推進協議会が開かれて、私も委員として出席しましたの

で、公務員に関わる意見を申し上げてきました。以下、何点か書いてみましたが、まず、大綱の種々の項目について、公務員に関する記述が非常に少ないということに気がつきました。そこで、○公務員の過労死等の現状の詳細な調査・分析を実施し、詳述して欲しい。○公務災害認定率が労災の認定率と比較して低い状況などを申し上げて、公務員の項をきちんと位置づけた上で、明記して欲しいと要請しました。

○教員の職務の特殊性からくる過労死等の現状の詳細な調査、分析。そして公務員に対する過労死等防止対策をきちんと明記して欲しい、ということも要請しました。

○労災の請求件数に当たる公務災害の、国家公務員の場合は協議件数、地方公務員の場合には受理件数と言いますが、労災のそれと比較して非常に少ないということです。その原因をしっかりと調査分析して欲しい、という要請もいたしました。

○公務災害のうち、脳・心臓疾患、精神障害の補償に関わる詳細な状況を公表して欲しい。厚労省のほうでは毎年1回6月ですが、きちんとマスコミ宛に公表しております。それに準じるようなものをぜひ公表して欲しいという要請をしましたら、これは了承されまして、今年度から公表されると思いますので、期待しております。

最後に、○上記の事項を実施するための予算措置をして、確実に実施して欲しい、ということをお願いしました。

#### 4「過労死等防止対策白書」から見えてくるもの

それで、過労死等防止対策白書が出るわけですが、そこから見えてくるものについて、私なりに公務員関係の項を見てみますと、(1) 公務災害の、協議件数、受理件数が、労災の請求件数に対して、非常に低いのです。もちろん絶対数の違いもあるでしょうが、過去5年間の平均では、以下の記載ようになっております。詳しい個々の件数を省略しますが、全体を通して目立つのは、国家公務員の協議件数が、脳・心が1桁の8件、精神疾患の場合には、脳・心の3倍強にあたる28件です。

先程、川人先生が「まず霞ヶ関から長時間労働を無くすべきだ」とおっしゃっていましたが、「霞ヶ関は不夜城だ」などとも言われるように、確かにこの数値を見ますとそれが頷けます。続いて教員の受理件数も大変少ない。脳・心が11件、精神疾患が16件になっております。こんなに少ない訳はない筈で、大変大きな問題を孕んでいると思います。

(2) 認定率ですが、地方公務員の場合、防止対策推進協議会の際には低い、低いと言ってきたのですが、最近やや上向きの傾向にはあります。が、まだ低い状況であるということ。それと、脳・心の認定率に比べて、精神疾患の認定率が労災・国家公務員・地方公務員・、教員ともに低いのです。最近、精神疾患の請求件数がどんどん高くなってきているのに、認定率は低いという状況がわかりました。これも、問題です。

(3) 時間外勤務のことですが、1ヶ月平均の認定件数、国家公務員の場合には平成26年度と27年度で見ました。地方公務員の場合には25年度、26年度で見させていただきますが、以下の数値になっており、特徴的なことは80時間未満でも認定されている例がある

ものの、殆どは100時間以上に集中し、精神疾患には、140時間以上の超過勤務をしているという件数も見られます。時間外勤務の認定件数が少ないのは申請件数が少ないせいで、公務員の、長時間労働は大変深刻な問題です。

(4) 職種別受理・認定件数ですが、国家公務員の場合には、一般行政職が非常に多く、次いで医療職が多くなっており、地方公務員の場合には、教員が最も多く、次いで警察職員、それから消防職員の順になっております。

(5) 地方公務員の常勤、常勤的非常勤、再任用短時間勤務職員別認定件数は、25年度と26年度をプラスしたのが、以下の数字です。脳・心の場合には常勤職員が37件。次の、常勤的非常勤という言葉がありますが、0件になっているのです。これは精神疾患の場合にも、常勤職員が54件で、常勤的非常勤職員が0になっている。両方ともゼロ、ゼロなのです。これは、常勤的非常勤公務員というのは、いわゆる非正規公務員ですから、有期採用であるために、期限が切られますので、非常に生活が不安定である。そして雇止め不安もあることから、申請ができないのではないかと私なりに推測しております。この件もやはりきちんとした実態調査、研究、究明が欲しいと思います。

(6) 公務員に関する記述が、当初より白書では多少多くなってはいるのですが、公務災害担当としましてはまだまだ不十分のような気がいたしますので、更に詳細なデータが欲しいと思います。

ちなみに、公務員の過労死等の現状・対策等が記述されているページ数は19ページです。第1回目の為、防止法や大綱・コラム・資料などが書かれておりますので、ページ数だけでは一概には言えませんが、全部で39ページ、全体の約1/7程度の公務員の記述なので、私は次の課題のほうにそれを書いておきました。

## 5. 今後の課題

最後に今後の課題ですが、(1) 公務員の長時間労働を抑制する、労働基準監督署に準じるような機関の設置です。公務員の場合には、そういう労働実態の監督や指導をする機関が無いので、原稿の提出時点で書いたのですが、その後、4月27日の協議会の資料によると、防止対策の項で、各地方公務員の共済組合において、電話の無料相談をする。また、災害補償基金においても無料の相談窓口を設置する、と書いてありました。そうであれば、もっと皆に周知徹底し、しっかりと機能して欲しいと思います。相談ですから、自ずと限界はあるでしょうし、指導がどのようになされるか気になります。

(2) 公務員の勤務時間の適正な管理と労働安全衛生体制の整備です。特に教員の場合には、勤務形態が非常に特殊でありますので、家庭での持ち帰り残業・部活指導・研修や報告・保護者などの対応に長時間勤務を強いられて健康を害し、生徒に寄り添った指導ができないという状況があります。給特法の空洞化の実態があり、見直しの必要があります。

(3) 近年、急速に非正規公務員が増加し、推計70万人と言われておりますが、その実態を調査し、正規雇用にするための財源確保が望まれます。常勤的非常勤公務員が3人に1

人の割合になるし、教員の場合には4人に1人の割合になっているそうです。市役所の窓口などは、ほとんど非正規職員とのこと。同一労働同一賃金の実質的な実現のために非正規公務員の早期解消をすべく予算措置その他の対策を望みます。

(4) 今回のような白書を、公務員版として別に1冊出して欲しいと切実に要望します。

(5) 地方公務員の公務災害申請の手続きの改善、所属長経由の問題です。2の公務災害認定の手続きにおける課題の項でも触れましたが、所属長を通すために起きるトラブルや認定の長期化の問題を避けるため、直接支部長に申請できるようにしたいと要望します。

最後になりますが、過労死の防止対策は何といっても実態の綿密な調査、詳細な分析、それに基づく有効な対策。その対策が適切であったか否かの真摯な検証。このサイクルで丁寧に誠実に実行して欲しいと思っております。

以下の資料が別紙で添付されていましたが、この報告では割愛させていただきました（事務局）。

1、教員の勤務状況（OECD国際教員指導環境調査（TALIS））

\*「教員の勤務時間は参加国中で（34か国・地域）断トツに長い！人員不足感も大きい」と書かれていますが、教職員の定数増と少人数学級の実現が喫緊の課題だと思います。

2、国家公務員の公務災害の補償状況

3、地方公務員の公務災害の補償状況

\*申請・認定のグラフの状況をご覧ください。本文の4・5で軽く触れました。